

高齢者支援事業の拡充について

1 概要

将来的に、高齢者人口の増加幅の拡大が予測されており、高齢者単独世帯の増加も見込まれている。高齢者の日常生活を補助し、社会参画につながるよう既存事業の拡充を図る。

2 拡充の内容

(1) 高齢者補聴器購入費用助成事業

高齢者の社会参画に重要な要素である聴力の維持のため、助成内容を拡充する。

	現行	拡充後
対象者	文京区内に住所を有する 65 歳以上の区市町村民税非課税者で、医師が補聴器の必要性を認めた者	文京区内に住所を有する 65 歳以上で、医師が補聴器の必要性を認めた者
助成限度額	25,000 円	72,450 円
申請回数	1 回	5 年経過毎に再申請可

※ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）」に基づく補装具としての補聴器の支給対象者を除く。

(2) 高齢者紙おむつ支給等事業

常時おむつを必要とする状態にある方について、対象の基準を拡充する。

	現行	拡充後
対象者	文京区内に住所を有する介護保険被保険者で、要介護 3 以上の者	文京区内に住所を有する介護保険被保険者で、要介護 3 以上の者及び医師が常時おむつの必要性を認めた者

※ 介護保険施設に入所している者、「文京区心身障害者（児）紙おむつ支給事業」により紙おむつの支給を受けている者及び 40 歳から 64 歳までの者のうち、身体障害者手帳又は愛の手帳を取得している者を除く。

3 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 4 月 拡充事業の開始